国 標としての

験」についての 疑

原

かかわらずなお新国語教育の主眼点たるをえている不思議さを幾ら もおり、それらをも含めて問題とし、曖昧さから来る不安と、にも 曖昧のままに、それでいて今日もなお高らかに喧嘩され続けられて しろ、こうした点も興味を呼ぶ疑義として、また関心としてこの論 導的立場にある人達においても害々を説得してはくれていない。む を明らかに納得させるまで、これらの指導要領も、またこうした指 対という意味ではない。賛成したくなる旗印ではあるのだが、賛成 かでも除去してみようと思うのである。だから、疑義とは直ちに反 るが、この中に、「言語経験」の明瞭な規定があるわけではない。 は、昭和二十六年改訂版小学校指導要領国語科編を当面の材料とす この論題には注釈が必要である。 ここで 取り扱おうとする内容

ことを断わっておきたい。

題を選んだのである。 とばも、見出し的意味において借用したのである。との論文内容に 更に細かく言えば、国語教育目標としての「言語経験」というこ

> う時、見出し語以上には意味を限定することを避ける結果になった ことばに対して、やゝ安易な慣用的意味合いも今日認め始められて 習指導要領に述べられているということ。また「言語経験」という 入る糸口以上には書けないのである。また書かさない意味がらが学 いるように思うこと。またこれらに僅かながらも私説を揺もうと思 輝 男

の項目が六項目あって、その六項の説明文の中では、 語の教育課程はどんな方に進んでいるか」の二項目には、 昭和二十六年改訂版小学校指導要領国語科編まえがき第二節「国 豊かな言語経験を与えることを目標としている」とある。これら 「右のように、国語の教育課程は、現代生活の必要に応じたもの 「国語の教育課程は、国語についての知識を授けるよりも、まず

最もつごうがよいようにしなければならない。云々し にあったものでなければならない。また学習指導は、教科という でなければならない。児童のひとりびとりの必要と興味と、能力 わくにとらわれないで、豊かな言語経験への機会を与えるのに、

的展開、個人個人の必要に応じろ、これでは中枢神経を見失うなと なかった。 どこかで、順路と整理の方法を考えようとすると、知識を与えるな だけに、国語学習の領域的範囲の無限さに、多くの教師は奔命に疲 になったかに見えた。たしかに、学習は活気を帯びた。 賑々し これで先に、「言語経験」についての 定義があるならば 問題はな という厳法に触れる不安を思い、旧教育の嘲罵を受けないとも限ら れた。『這いずりまわる学習』と言われたのもこの頃であった。 った。たしかに、教科というわくにとらわれなかった。 だがそ れ 「非常に豊富な融通に富んだ」(同語まえがきの文中より)もの いう方が無理であったかもしれなかった。当時を顧みるに、学習は い。それがなされないままに、社会的要求、知識を与えるな、綜合 ילל

習指導要領における言語観は言語を機能的に把えようとする立場と るというこの項目は、目標とするまで表現した項であるだけに、こ ものではない。言語生活だからといって特別の生活があるわけのも ということと、日常人間生活ということとは、実態において異なる がら追求の歩を止めたりしたのであった。この言語活動、言語生活 可思議なマジックに一時の安らぎを感じたり、不安と不明を思いな 理解した国語教師は言語活動とか言語生活とかいうことばの持つ不 れは国語教師の鉄則となるほどに印象づけられた。しかし、一方学 国語の知識を授けるな、豊かな言語経験を与えることを目標とす

> いではなかったのである。 学習に陷ちこんで浮かび上がることができなくなるような状態もな のではない。うっかりすると、今日の国語指導は、言語生活の指導 国語科をして方向と方法を見失わせ、いわゆる這いずりまわる生活 たまゝ、生活を中心として学習は展開されたが、たちまちにして、 において異ならないから、思い切ったりあるいは内心に迷いを残し ここに、戦後の学習指導がとまどった原因があったとも思う。実態 と、人間であるかぎり国語の先生たりらるとする暴論を承認する。 ではないか。人間たるものだれでも言語生活をしている。だとする

なところで相当な見解の差を生むものである。 だけに、慎重でありたいところであったが、これらの表現は、 いるのであるから、云々」ともある。国語科の目標につながるもの 経験を通じて、ことはの働きを身につけさせていくことを目ざして に、第二章、国語科の内容のはしがきでは「国語科は、児童の言語 かな言語経験への機会を与える」(同版6頁)とするもの、 る。「言語経験を与える」(中央書籍版4頁等)とするもの、 てくると、 二つの意味合いのものを発見することが 可能なのであ 易に受けとられていなかったかということである。 今、昭和二十六年学習指導要領の中で、これに関する表記を拾

いったい言語経験とは何かということである。これが、いとも安

経験を与えよという国語科の命題は、こうしたいき方を言ってい かなどという便りをもらうこともあった。)だが、ほんとうに言語 えられないことを苦慮して、いったいこれをどう解決すればよいの 僻地にある教師たちは、都会とちがうから、こんなに言語経験が与 教師はそれを与えることに忙殺されてしまうにちがいない。 どときありとあらゆる言語経験の外的項目を掲げているのだから、 れらの言語経験を与えればよいとしてしまう。しかし、ここには次の 国語科の目標に言語経験を与えよとあるのは、 これだと思 63 (また ح る

注 1

のであろうか。

- 聞くことの経
- 2 放送·電話·映画 談話·挨拶·対話 講演・報告・説明 • 録音器 会話 · 問答
- 4 劇・朗読
- 話すことの経験 会話・挨拶・紹介・
- 報告・ 説明
- 朗読 . 物語
- 読むことの経
- 会議

話し合い・討論

- 電話 • 7 1 Ż. П ホ ン 録音
- 12 新聞・雑誌・掲示 • ;; スタ 1 回覧 パ ンフレット

- 13 読書
- 14 認慧

- 辞書・参考書の利用 っているのであろう。 筆者注15・16項は関連項目としてあ

16 15

図書館

料用

が

書くことの経験

74

17 通知・案内・依頼 • 注文・

近況報告·

見舞 U

お祝

63

ぉ

- 礼・年賀・電報
- 19 掲示・ 広告・ポスター

18

. 日 記

・記録・報告

•

メ

, +

抜き書き

- 20 創作
- 編集

以上、 昭和二十六年学習指導要領よりまとめる)

げられていると見てよいのである。 どとく、すべてが日常生活の機会とも言えるものである。表現をかえ 第一節に掲げられて言語経験と呼ばれているものは、 会を得させよというのであろうか。 て言えば、言語生活の機会と呼んで一向にさしつかえないものが掲 一言語経験の具体的な機会にはどんなものがあるか」とど丁寧に十 項を数え立てている。 次に、 第二章第一節のおもな言語経験を経験させるために、 豊かな言語経験への機会を与えるという機会とは何である だが、 ところが、第二章、第二節には、 それにしては、 注1に示した 第二章 その機

第二節 言語経験の具体的な機会にはどんなものがあるか。

- 他教科の学習の時間
- 遊び時間・特に昼食の時間
- 3 放課後の時間
- 児童会・委員会
- 遠足・学芸会・運動会・誕生会
- 生活日記·学級日記·観察飼育日記
- 図書館での読書
- 教師と児童との応待
- 9 転校した及だちや親しい人に近況を知らせるとき。
- 自分で創作したものを発表するとき。
- 文集・こども新聞などをつくるとき。

前学習指導要領第二章第二節全項目)

かったと思われる。6項以下のそれぞれの説明文には次のようなと とが示されている。 これでは、何も言語経験と、言語経験の機会と別項にする必要がな れるがよい。混同と思われてもいたしかたないところであろう。 第一節「おもな言語経験にはどんなものがあるか」の18項と比較さ 右の6項を他のものと比較されたい。そしてこの6項を、 前掲の

- 日記のつけ方を身につけるよい機会である。
- (9) を聞いてやったりする言語習慣を与えるよい機会である。 教師が児童にいいつけを与えたり、また、児童の申しいで 図書館の利用法や読書法を身につけるよい機会である。

賀状・暑中見舞い文・碧籍の注文状を出すとき、これらは通 病気で休んでいる先生や友だちに見舞い文を出すとき、

信文を讃くよい機会である。

(あまりに馬鹿々々しいので このあたりで例を引くのは る。口悪く言えば、6・7・8項だけは、………するとき と語かなかったのは、説明文と同じくなってそれが書けない

ための苦肉の策か、ごまかしであったかもしれない。)

これならば、何も言語経験と改めて呼ぶ必要もなかったのではない 十分にあったのである。 こんな程度の粗雑なものに、 言語経験というのであろうか。言語に関係するところの生活経験― 注文哲の哲き方――とれらが公式でなくてなんであろう。 ごれらを した公式を教えればよいというのであろうか。見舞い文の書き方、 からこれでよいとするのは暴論であろう。新しい国語教育は、そう か。経験学習は問題解決学習であるから、解決方法を学ばせるのだ な生活経験と、全く同じになってしまっているということである。 になってしまう。すなわち、ここで言っている言語経験とは行動的 めの機会となり、言語経験とは、やはり、何々することということ てに述べられた言語経験の機会というのは、何々する方法を学ぶた めの機会として掲げられているということである。だとすると、こ 牛賀状の書き方、書籍の注文のしかた、等々何々する方法を学ぶた 対して児童はいかなるものの言い方をすべきか、見舞い文の書き万、 は、日記のつけ方、図書館での読書はいかに行なりものか、先生に たということである。 6項以下の説明文から類推すると、 である(注3)。が、しかし、これらは、大きな危険をはらんでい 容」に盛られてふさわしいものであったかどうか疑いたくなるほど 「上のごとくおそまつなものであった。 これらが 「国語科の内 国語科の内容が受けとられるおそれが とれら

興水実は、「小学校学習指導要領の展開国語科編」 (明治

も貧弱で、ほとんど働いていなかった。」と述べている。 と貧弱で、ほとんど働いていなかった。」と述べている。 は、当時の指導要領編集委員会で、あとになって加えられた は、当時の指導要領編集委員会で、あとになって加えられた は、当時の指導要領編集委員会で、あとになって加えられた は、当時の指導要領編集委員会で、あとになって加えられた は、当時の指導要領編集委員会で、あとになって加えられた というのがあった。この部分 したものを出せという総司令部からの指示があった。この部分 したものを出せという総司令部からの指示があった。この部分 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものである。そういう出来のものであったから、とう というにはどんなものがあるか。『言語経験の具体 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものである。そういう出来のものであったがら、内容 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものである。そういう出来のものであったから、内容 したものを出せという総司令部からの指示があった。この部分 にはどんなものがあるか。『言語経験の具体

Ξ

きるものかどうか。

はたして同じ意味合いのものとして理解でな言語経験にはどんなものがあるか」と網羅されたおのおのの言語な言語経験にはどんなものがあるか」と網羅されたおのおのの言語な言語経験を通じて、ことばの働きを身につける」とあるこの言語経験並らるものかどうか。

すると、言語経験する(=ことばの働きを身につける)ということさせる」ということと一致しなければならなくなるであろう。だと語経験を与える」ということは、前者の「ことばの働きを身につけ置けば、これはどこまでも最終目標であろうから、この「豊かな言第二節のそれは、目標とするというのであるから、こちらに信を

的経験というか教育的手段として用いられたものとなる。 はばならなくなる。すなわち、前者への前段階として後者があるといってとである。「言語経験を与えることを意味していると解釈してもよい。ことばの働きを身につけることが目的であり、それこそ、目よい。ことばの働きを身につけることが目的であり、それこそ、目よい。ことばの働きを身につけることが目的であり、それこそ、目に、ことばの働きを身につけることを意味していると解釈してもよい。ことばの働きを身につけることを意味して用いられたものとなる。

経験世界を通さないで、本人の身についたことばたりうるわけがな ある。しかし名優の芝居は、名優の内的心的直接経験によって、そ る「豊かな言語経験を与えることを目標とする」ということを守っ 明瞭に喰い違ってくるのである。ここでは、まえがき第二節におけ 味は、外的間接的経験の意味だけに終わっていない。(注4)とする どには、「内容あるいは、題材なしの言語経験は考えられない。」 いのである。 従って、「言語経験を通じて」と いう通じての意味 の間接経験が襲付けされているにちがいない。)だいいち、本人の いかというかもしれない。芝居そのものは役者にとって間接経験で 居に終わるだろう。(名優の演ずる芝居といえども、間接経験でな でそれができているかに見えるであろうが、それは全くへたな猿芝 験で、はたして、ことばの働きが身につくものであろうか。 と、先に言語経験を目標への媒材であるとする見方とは、ここでは という表現もあったりするのである。この文における言語経験の意 たかもしれないと考えられてもくるのである。また第二章第三節な は、言語経験を得るための本人の言語経験世界(場)を意味してい しかし、人間行為のうち、ことばに関する限り、外的問 按 的

ていると言える

あって矛盾ではないという解釈も理解できる。 めって矛盾ではないという解釈も理解できる。 」(注5) のごとく、おそらく同心円の故に、こうした二つの言い方が可能ではらなくなる。だがまた注4のごとく、「生きた、真実の、しかもばならなくなる。だがまた注4のごとく、「生きた、真実の、しかものことく、おそらく同心円の故に、こうした二つの言い方が可能である言語経験が生れる場面は、機能的な場である。」(注5) かりのことく、指導要領における言語経験とは、一方では生活経め、のことが、指導要領における言語経験とは、一方では生活経

かどうかは、まだ決定されてはいないということである。むしろ、同 く、領域的範囲よりも、機能的性質における構造要素を包含しょう おいて、領域的範囲の境界は言語活動の場が定められないのと等し は許される。同心円と言ったのもこの意味である。国語科の内容に その意味において、国語学習の場が言語活動の場であるとすること 動は、人間の行為であり、生活であり、人間はいつでも言語活動し 場であるということは誤りではない。しかし言語活動の場は、特に 語教育がなされているとは思えない。言語活動の場が、国語学習の 家族でもできる。産婆は出産に手をかすのである。現場教師が実際 が国語学習の(出産に等しい言語経験を得させるための)場である としたこともわかる。しかし、場面が一致したからと言って、それ ているのである。国語学習の場は、この上に重なり合うのである。 限定されたものではなく、無限に近い広がりを持っている。言語活 てはならぬことである。真実の言語経験に立ち合ってやらねば、国 に国語教師として手を下すべき仕事は、場の設定の後にさらに無く を設定してやることで止まるのであろうか。産室をしつらえるのは しかし、国語教師の仕事は、この価値ある言語経験が生まれる場

本の内であること、重なり合っていることによって、紛らわしさを避めいうことを生活経験を決々と学習させていけばよいのだという違というな定義には満足できない。こうした定義は、言語経験の指のたくさんはいった言語活動を主とする経験を言語活動という。近のたくさんはいった言語活動を主とする経験を言語活動という。近のたくさんはいった言語活動を主とする経験を言語活動という。近のたくさんはいった言語活動を主とする経験を言語活動という。近の方は立て、新聞を説が、一般の方とを生活経験を次々と学習させていけばよいのだという。近い方ような定義には満足できない。こうした定義は、言語経験の指していることによって、紛らわしさを避め口である。

終行傍点筆者) 部に対する理想を高めていく上に必要である。」(第二章第三節接能と能力をみがき、知識を広げ、理解と鑑賞の力とを増し、国存能と能力をみがき、知識を広げ、理解と鑑賞の力とを増し、国いされたしても、このような言語経験の機会をできるだけ多く「いずれにしても、このような言語経験の機会をできるだけ多く

まえがき第二節には、「豊かな言語経験への機会を与えるのに、するがき第二節には、「豊かな言語経験への機会を与えるのに、いう概念の広さに埋没するものであれば、それだけに学習指導要領いう概念の広さに埋没するものであれば、それだけに学習指導要領の言語経験の項の取り上げ方は、陸正磁密であってほしいものであった。

構えに表現しているのではなかったのだろうか。というのは数量でなく質的なものであり、それへの機会として二段最もつごうがよいようにしなければならない。」とある。この豊かない。対する質量値に、「異文力管管循順、の様子を与えるのに

は4 興水與「言語経験」というのは、そこに言語が明かに活動をしている場合である。」とし、「この言語経験要素というのは、そこに、何かの実際的な目的・話題・題材がふくまれている。」として、同じ学習指導要領の同文を引いている。第2として、同じ学習指導要領の同文を引いている。第2として、同じ学習指導要領の同文を引いている。(第2として、同じ学習指導要領の同文を引いている。(第2として、同じ学習指導要領の同文を引いている。(第2として、同じ学習指導要領の同文を引いている。(第2とは、同じ学習指導要領の同文を引いている。第2とは、同じ、同じ学習を表している。(第2)によれば、「われわれが注意を表している。)

注5 注4と同書より

注6 国語指導法事典 (明治図書) 興水契編 言語経験の項

四

いる。」の説明文の中にである。とどけるよりも、まず、豊かな言語経験を与えることを目標としてを授けるよりも、まず、豊かな言語経験を与えることを目標としてを授けるよりも、ま一つ、学習指導要領に目を止めさせられる箇所がある。同じ

立させるととである。」
「国語科において最も重要なことは、児童に正しい言語習慣を確

にさらにまた目標を立てているわけで、別表現と見ることが妥当なれまた国語科が志向するものと言わねばならない。すると目標の中れまた国語科が志向するということとこの言語習慣の確立ということとは、同格に取り扱ってよいのかどうかということ、「国語科におらてとを目標とするということとこの言語習慣の確立ということの正しい言語習慣の確立ということにいかなる意味を持たせていこの正しい言語習慣の確立ということにいかなる意味を持たせていこの正しい言語習慣の確立ということにいかなる意味を持たせてい

のかどうかということである。

ら、言語経験とか言語活動とかいう新造語は、誤解曲解を招くため 識、技能を含めさせたというのであろうか。 験学習などという教育学の手ほどきを受けない日本人でも、自然に にしか役立たないであろう。特に、言語習慣などということばは経 て消したと同じように、言語習慣のことばに全てこれらの能度、 とく、今日の学習指導要領の中では、習慣の文字を態度の中に含め だから、ここもこうした意味においての言い換えであり、注8のご は、幾分の変更はあったにしろ、原則的には動いていない。(注8) 慣と態度を養い、技能と能力をみがくという国語科学習の一般目標 の学習指導要領から今日の指導要領にかけて、何々するために、 ることは言うまでもない。(注7)だからこの考え方でいけば、こ れが一体となっている。こうした考え方が経験学習の拠り所でもあ 態度、知識、技能はつねに含まれている。具体的な経験の中ではそ 合ではない。よく言われているように、たしかに経験の中に習慣 言語経験の別表現として言語習慣を考えるということは何ら不都 もし そうだとするな

て、正しい言語習慣の確立と目していないことももはや明らかであて、 すでにでき上った 語法文法を知識として学ばせることでもっ合めさせてしまうであろう。しかし、学習指導要領の立場から言っぱ、語法文法などいうものも、一般的には、この言語習慣の概念は、語法文法などいうものも、一般的には、この言語習慣の概念は、語法文法などいうものも、一般的には、この言語習慣の概念はところで、いったいこの学習指導要領に使用された言語習慣の意

と言ってやれば、なんだ、そうか、と頷くところがあると思う。

解な言語経験というととも、言語習慣というととの別表現なんだよ浮かび上がる語意識を持ち合わせている。それだけに、これほど難

言語活動ということばがあるが、この語を生み出した考えの中に言語活動ということばを見出していった折角の歩みを逆行させれ、言語活動ということばを見出していった折角の歩みを逆行させは、言語活動ということばを見出していった折角の歩みを逆行させは、言語活動ということばを見出していった折角の歩みを逆行させは、言語活動ということばを見出していった折角の歩みを逆行させてしまう陥穽を滅していると思うからである。

(同書)

通経験にむしろ近い。 鎌者の考える言語経験を興水犑の言を借りて言えば、次の文の共

この共通経験が言語習慣を確立していくものであると思うし、第三(「言語経験と教第活動」三、言語経験とはなにか)(「言語経験と教第活動」三、言語経験とはなければならない。」(無関係である。まずこれを区別しておかなければならない。」(国語教育の領域では、言語理解、文章理解の基礎としての共通

わからない。機を得て示教を仰ぎたい。)は、今ここにいう言語経験とは無関係であるとした理由が籤者には外のところで把捉しうるものを持たない。(同氏が、この共通経験者としての教師が、言語活動を指導していく系路と基準は、これ以

nal experience ともいう。 言語活動をひき起す経験である。」 したくなり、書きたくなる。 そうした経験を 「意味ある経験」「めずらしいものを見たり、聞いたり、また読んだりすると、話

含めるとしても附随的なものである。むしろ、

からだけ言えば、学習として言語活動は金て言語理解であるとも言いたり、また読んだりすると思う。どう聞いたり、また読んだりすると思う。どう聞いたか、どう読んだりすると思う。どう聞いたか、どう読んだりする中にも「意味ある経験」があると思う。どう聞いたか、どう読んだりする中にも「意味ある経験」があると思う。どう聞いたか、どう読んだりする中にも「意味ある経験」があると思う。どう聞いたか、どう読んだりする中にも「意味ある経験」があると思う。どう聞いたか、どう読んだりまであった。とか、あそこはとう書くのだった。』ということも言語であった。とか、あそこはとう書くのだった。』ということも言語のようない。いやこうした考え方を押し進めれば、言語理解の基礎としての真正をいうこの方に、築者は国語教師としての喜びとともに見出せる対というこの方に、築者は国語教師としての喜びととも言いらだけ言えば、学習として言語活動は金て言語理解であるとも言いらだけ言えば、学習として言語活動は金て言語理解であるとも言いらだけ言えば、学習として言語活動は金て言語理解であるとも言いらだけ言えば、学習として言語活動は金で言語理解であるとも言いらだけ言えば、学習としていると思いました。

よかったと思うのである。
に位置して、習得に効果が上がるべく、もっと科学的に整備されてたよう。そうすると、この共通経験ということは、国語教育の本道

注9 「国語学辞典」(東京堂)三一〇頁 建共著(7章用語遂条解説の態度の項)『身構え。心構え。前にはよく「習慣と態度を發い」というように、もうひとつ 習慣が出ていたが、こんどはそれもふくめている。』 進共著(7章用語遂条解説の態度の項)『身構え。心構え。 が 一国語指導法事典』(経験と態度、知識、技能の項参照)

こ。ごの一の言語共同体に属する各個人は、同じ言語を話し、「言語」というような観察し得る対象はなに言語を話し了解する活動を言語活動と呼ぶならば、実は言ち、伝達行動を営み、共同社会生活目的を遂する。このよう人に話しかけることによって、その個人に働きかけ、すなわ人に話しかけるととによって、その個人に働きかけ、すなわば同一の言語共同体に属する各個人は、同じ言語を話し、他『同一の言語共同体に属する各個人は、同じ言語を話し、他『同一の言語共同体に属する各個人は、同じ言語を話し、他

五

しそのような内的心的直接のものでないというならば、これは目標言語世界を意味していると考えないわけにはいかないのである。もなるまい。ただし、目標としての言語経験を与えるということば不可能だとしなくて次字通り、言語経験を与えるなどということは不可能だとしなくて次字通り、言語経験を与えるなどということは不可能だとしなくて次字通り、言語経験を与えるなどということは不可能なのである。したがって、目標としての言語経験世界に おいてのみ可能なのであたされていると考えないわけにはいかないのである。したが、言語経験は、最大公約数的言語置慣ということが 言えようこの共通経験は、最大公約数的言語置慣ということが 言えよう

でなく、手段と化してしまうであろう。

ともかに舌足らずであり、ともかに舌足らずであり、とれがいかに正しいものであったと思うであったが、それがいかに正しいものであったと思われるた。言語経験ということばに二重の意味を持たせていると思われるたとも舌足らずであり、とばに二重の意味を持たせていると思われるたとも舌足らずであったが、それ以上にこの「与える」は致命的失た。言語経験ということが、すでに、言語経験のととばの意味のかに舌足らずであったが、それ以上にこの「与える」は致命的失た。言語経験ということが、すでに、言語経験のととはの意味の地であったと、されがいかに正しいもしれない。が、ともかという意味であったと、逃げられることかもしれない。が、ともかという意味であったと、逃げられることかもしれない。が、ともかという意味であったと、逃げられることかもしれない。が、ともかという意味であったと、逃げられることかもしれない。が、ともかという意味であったと、逃げられることかもしれない。が、ともかく解釈が必要となるところであった。

がどうであろうか。 定して、それにプラスする機会を与えるということにまとめてみた定して、それにプラスする機会を与えるということにまとめてみた必要とし、適当とする言語経験(言語経験世界における動静)を想以上、全体を見通して、言いえて妥当な解釈は、個人(児童)が

これでどうやら落ち着きをえると思うが―― 少なくとも「豊かな言語経験への機会を与える」とある意味も、

はずがないのである。

(王川大学助教授)

を思い浮かべてはいないのではなかったろうか。内質がはいらないを求めてうろつきまわるだろう。いや、行動なり経験という時、人を求めてうろつきまわるだろう。いや、行動なり経験という時、人を求めてうろつきまわるだろう。いや、行動なり経験という時、人を求めてうるのととである。『言語経験』に領域と内質という考験の領域と内質のことであるが、言語経験世界とは、言語経験の領域と内質という考験の領域と内質という考験の領域と内質という考験の領域と内質という考験の領域と対象に